

(九) 組合同盟の教育運動方針確定に关する件

(本部覆出)

可。決。

理由 組合同盟が我が無産階級解放運動上に於て其の使命を遂行するに於て、常に明確なる理論と正確なる戦術とを統一し目的とするを必要とする。而して此の爲めには一般的大衆の如き教育運動方針を確立して、加盟各組合と教育部の努力によりて實現を期するものである。

一 方針

- (1) 労働階級の歴史的使命と自覚せしめること。
- (2) 日本資本主義並に我無産階級運動の情勢を正確に認識せしめること。
- (3) 日本現存に於ける組合運動と無産階級政治運動並に其の他の社会運動との關係を明にすること。
- (4) 世界資本主義並に無産階級運動の傾向を明にすること。
- (5) 重要なる國際問題、時事問題に关する理解を深めること。
- (6) 労働法制と諸社会政策に對する批判と徹底せしめること。
- (7) 労働組合運動に於ける組織、宣傳、争議統制、その他諸訓練に关する明確なる智識を與へること。

一 教育部の組織及任務

(1) 本部教育部の任務

一 一般的講義案の作製

ロ 産業別事情を考慮して、講義案の作製

ハ 重要なる國際問題、時事問題その他特殊問題に关する講義案の作製

ニ 關し教育を中心とする研究資料の作製

ホ 各組合教育部の統制の統制

ヘ 労働学校との連絡及び教育週間定期講座の統制

ト 日本労働党教育部との連絡

(2) 本部教育部の組織

一 各組合教育部員及一般智識階級有志よりなる教育者団を組織し本部直屬とする。

ロ 教育者団は関東、関西、西、南に區別す。

ハ 各組合並に地域とを考慮して教育區を作り組合同盟所屬の組合支部を之に編入すること。